

高等学校等就学支援金について

高等学校等就学支援金制度は、授業料の支援として、保護者(両親)の市民税所得割額の金額により、就学支援金(月額9,900円)が支給されます。さらに保護者の市民税所得割額に応じて、就学支援金の加算制度があります。

城南静岡高等学校における就学支援金および授業料減免制度の助成額

世帯年収の区分 ※1 〈保護者の市民税所得割額〉	本校授業料 (月額)	①高等学校等就学支援金/月額			②静岡県 授業料 減免制度 (月額)※2	助成総額 ①+② ※3	城南静岡高等学校における 保護者授業料等納付額		
		基本分	加算分	計			授業料月額	施設管理費月額	年 額
年収 910万円 以上 〈市民税所得割額 304,200円以上〉	32,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	32,000 円	1,500 円	402,000 円
年収 590万円 ～ 910万円 程度 〈市民税所得割額 154,500円以上 304,200円未満〉	32,000 円	9,900 円	0 円	9,900 円	0 円	9,900 円	22,100 円	1,500 円	283,200 円
年収 350万円 ～ 590万円 程度 〈市民税所得割額 51,300円以上 154,500円未満〉	32,000 円	9,900 円	4,950 円	14,850 円	0 円	14,850 円	17,150 円	1,500 円	223,800 円
年収 250万円 ～ 350万円 程度 〈市民税所得割額 1円以上 51,300円未満〉	32,000 円	9,900 円	9,900 円	19,800 円	12,200 円	32,000 円	0 円	1,500 円	18,000 円
年収 250万円 未満程度 〈市民税所得割額 0円 (非課税) 〉	32,000 円	9,900 円	14,850 円	24,750 円	7,250 円	32,000 円	0 円	1,500 円	18,000 円

※1 世帯年収は目安であり、市町村民税の所得割額が基準となります。

※2 当該年度において家計が急変した世帯や

市役所から「児童扶養手当」を支給されている
弟妹が小・中学校へ通学していて、給食費等が免除されている

等の世帯も授業料減免の対象となります。

※3 助成総額の上限は「授業料」相当額となります。

その他、非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金(年額39,800円～138,000円)が給付されます。今後、法律改正等により制度の内容が変更になる事があります。